

ろうきん無担保ローン「ライフエール」

(2024年8月1日現在)

商品名	ろうきん無担保ローン「ライフエール」
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たしている個人の方</p> <p>① 満18歳以上の方で最終ご返済時の年齢が満81歳未満の方</p> <p>② 近畿2府4県に居住または勤務されている方</p> <p>③ 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方、営業3年以上の個人事業主・家族従業員の方</p> <p>④ 安定継続した収入があり、前年税込年収が150万円以上ある方</p> <p>⑤ その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方</p> <p>※ ご融資実行時には、近畿勤労者互助会に加入していただきます。 (お申込人自身が生協組合員の方は除きます)</p>
ご融資金のお使いみち	<p>自動車・教育・生活資金などにご利用いただけます。</p> <p>※事業資金、投機・投資目的資金、負債整理資金は除きます。</p> <p>※借換資金(自動車・教育を除く)の場合、信販・消費者金融等からのものは取扱いできません。</p>
ご融資金額	<p>1,000万円以内 (1万円単位)</p> <p>※雇用形態によって異なる場合がございます。</p>
ご融資期間	<p>10年以内(奨学金の借換え資金は20年以内)</p> <p>※分割融資および元金据置返済の取扱いはございません。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等毎月返済(均等返済)または元利均等毎月・ボーナス併用返済(均等加算併用返済)からお選びいただけます。ただし、個人事業主の方は、元利均等毎月返済(均等返済)のみのお取扱いとなります。 ※元利均等返済とは、毎月およびボーナス(年2回)の各ご返済額(元金と利息の合計額)が一定のご返済方法です。 ボーナス返済(加算返済)を併用する場合のボーナス部分のご融資割合は、総融資額の50%以内とします。また、ボーナス返済(加算返済)の最終期日は、毎月返済(均等返済)の最終期日を超えないものとします。 当金庫が定めるご返済日に、当金庫の返済用普通預金口座から返済額を引き落とす方法によりご返済いただきます。 なお、ご返済日が当金庫の休業日の場合、その翌営業日の引落としとなります。 毎月およびボーナスのご返済額は、1円単位となります。 繰上返済もできます。その際、ご返済に関する手数料は不要です。
ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利となります。(ご融資時の金利が、最終返済時まで適用されます) 適用金利は、融資実行日現在の店頭表示金利とします。 利率については、営業店窓口にお問合せください。 また、ホームページにも融資金利一覧がございますので、ご覧ください。

金利引下げ制度	<p>ご融資実行時点において、以下の 7 項目のうち、3 項目以上のご契約をいただいている場合は、ご融資日現在の店頭表示金利より年 0.10%を差し引かせていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="327 304 1465 734"> <tr> <td data-bbox="327 304 1465 349">① 給与振込指定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 349 1465 394">② ろうきんダイレクト(インターネットバンキング契約)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 394 1465 439">③ 一般財形またはエース預金(年金型を除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 439 1465 483">④ 財形住宅、財形年金、エース預金(年金型)、ゆうゆう年金 50 のいずれか</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 483 1465 528">⑤ 定期預金 100 万円以上の預入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 528 1465 689">⑥ カードローン (スマートチョイス、マイプラン(Web 完結型含む)、笑くぼ*のいずれか) ※笑くぼの新規取扱いは終了しております。既にご契約いただいている場合のみ引下げ項目の対象となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 689 1465 734">⑦ 住宅ローンまたは当金庫扱いの住宅金融支援機構融資</td> </tr> </table> <p>また、当金庫の住宅ローンのご契約をいただいている場合は、ご融資日現在の店頭表示金利より、さらに年 0.10%を差し引かせていただきます。</p>	① 給与振込指定	② ろうきんダイレクト(インターネットバンキング契約)	③ 一般財形またはエース預金(年金型を除く)	④ 財形住宅、財形年金、エース預金(年金型)、ゆうゆう年金 50 のいずれか	⑤ 定期預金 100 万円以上の預入	⑥ カードローン (スマートチョイス、マイプラン(Web 完結型含む)、笑くぼ*のいずれか) ※笑くぼの新規取扱いは終了しております。既にご契約いただいている場合のみ引下げ項目の対象となります。	⑦ 住宅ローンまたは当金庫扱いの住宅金融支援機構融資
① 給与振込指定								
② ろうきんダイレクト(インターネットバンキング契約)								
③ 一般財形またはエース預金(年金型を除く)								
④ 財形住宅、財形年金、エース預金(年金型)、ゆうゆう年金 50 のいずれか								
⑤ 定期預金 100 万円以上の預入								
⑥ カードローン (スマートチョイス、マイプラン(Web 完結型含む)、笑くぼ*のいずれか) ※笑くぼの新規取扱いは終了しております。既にご契約いただいている場合のみ引下げ項目の対象となります。								
⑦ 住宅ローンまたは当金庫扱いの住宅金融支援機構融資								
保証機関	(一社)日本労働者信用基金協会による保証となります。							
保証料	ご融資金利に含まれています。							
連帯保証人	原則、不要です。							
担保	不要です。							
返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業店窓口にお申出いただければ、試算いたします。 ・ ホームページからも、試算いただけます。 							
仮申込みの取扱い	インターネットによる仮申込みも受付けております。							
苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問合せ)	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【近畿労働金庫 お客さまセンター】</p> <p>受付時間:平日 9:00~18:00 電話番号:0120-191-968</p> <p>※「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」の資料をご用意しておりますので、ご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。</p>							

紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。 下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。
	【公益社団法人 民間総合調停センター】
	受付時間: 平日 9:00～17:00(正午～午後1:00を除く) 電話番号: 06-6364-7644
	【弁護士会】
	<ul style="list-style-type: none"> 「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間: 平日 9:30～12:00、13:00～16:00 電話番号: 03-3581-0031 「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間: 平日 10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号: 03-3595-8588 「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間: 平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号: 03-3581-2249
	<p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間: 平日 9:00～17:00 電話番号: 0120-177-288)」へお問合せいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申出いただくことも可能です。 なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問合せください。</p>

(注)

- お申込みにあたっては、当金庫および当金庫指定の保証機関の審査がございます。
- 審査の結果によっては、ご融資をお断りする場合もございますのであらかじめご了承ください。
- 仮申込内容が事実と異なる場合、正式申込書類ならびに確認資料の内容が仮申込内容と相違している場合、また、ご契約までの期間に大きな異動があった場合には、ご連絡した審査結果にかかわらず、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。
- 生協組合員とは、当金庫と覚書等を締結している生協の組合員、もしくはその同一生計家族の方です。
- 一般勤労者とは、近畿2府4県にお住まいまたは勤務されているお客さまのことです。
ただし、出資いただいている労働組合などに所属されている場合は、会員組合員の取扱いとなります。